

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）

みだしのことについて、環境省から別添のとおり通知がありましたので、下記お
よび通知の内容に留意いただくとともに、貴会員への周知に特段の御配慮をお願い
します。

記

1 改正内容

(1) 水銀使用製品産業廃棄物および水銀回収義務付け水銀使用製品の追加

① 水銀使用製品産業廃棄物の追加

【法^{*1}第12条第1項、令^{*2}第6条第1項第1号ロ、規則^{*3}第7条の2の4第1・2号・別表第4】

下表に掲げるものが水銀使用製品産業廃棄物に追加された。

	産業廃棄物と なったもの	材料又は部品とし て用いて製造され る製品が産業廃棄 物となったもの
放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電 ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除 く。）	○	×
水銀圧入法測定装置	○	○
ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	○	○
容積形力計	○	○
滴下水銀電極	○	○
水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元 して気化するものに限る。）	○	○

② 水銀回収義務付け水銀使用製品の追加

【法第12条第1項、令第6条第1項第2号ホ、規則第7条の8の3第1号・別表第5】

次に掲げるものがあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の
対象となる水銀使用製品に追加された。

- ・弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限定されていたが、すべてが対象となった。）
- ・圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限定されていたが、すべてが対象となった。）
- ・放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）
- ・容積形力計
- ・滴下水銀電極

(2) 廃水銀等を排出する特定施設の改正

【法第2条第5項、令第2条の4第5号ニ、規則第1条の2第1号・別表第1】

(1)において水銀圧入法測定装置が水銀使用製品産業廃棄物に追加されたことに伴い、水銀圧入法測定装置を有する施設において生じた廃水銀等が引き続き特別管理産業廃棄物として取り扱われるよう廃水銀等を排出する特定施設の規定が下表のとおり改正された。

改正前	改正後
水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設

(3) 水銀廃棄物ガイドラインの改定

(1)・(2)の改正を踏まえて、「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月）が改定された。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

2 施行日

平成31年（2019年）3月3日

3 改正法令の官報および改定ガイドラインの掲載 Web ページの URL

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年12月3日環境省令第2号）

<http://kanpou.npb.go.jp/old/20181203/20181203g00266/20181203g002660004f.html>

- ・新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

（平成30年12月3日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号）

<http://kanpou.npb.go.jp/old/20181203/20181203g00266/20181203g002660001f.html>

- ・水銀廃棄物ガイドライン第2版

（平成31年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>